

令和6年度

富士宮市ゼロカーボン

推進設備等導入費補助金

(事業者用)

応募要領



®富士宮市さくやちゃん

富士宮市では、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現を推進するため、市内に事業所等を有する事業者がゼロカーボン推進設備等を導入する場合に、予算の範囲内において、次の要領により導入費の一部を補助します。

応募期間

令和6年4月1日(月)から令和7年1月31日(金)まで

※ただし、予算額に達し次第、受付終了。

実績報告書の提出期限:令和7年3月10日(月)必着

予算額

2, 500万円(すべての補助対象設備に対する補助金額の合計額)

対象者

ゼロカーボン推進設備等を導入し、次のすべての要件を満たす事業者
なお、同一種類の設備に対する補助金は、同一事業者につき1回限りです。

- (1) 市内において事業を営んでいる者。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する
大会社を除く。
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 市内に事業所等を有すること
- (4) 設備の設置又は購入に関し、市の他の補助金を受けていない者
- (5) 公序良俗に反する事業を行っていないこと
- (6) 暴力団又は暴力団員等、もしくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと

補助対象設備・補助金額

※設備設置工事着手前・車両登録前に申請してください。

補助対象設備は、未使用品で、事業所の敷地内に設置・保管するものに限ります。

なお、定置用リチウムイオン蓄電池は、6年間以上継続して使用する内容のリース契約を締結したものを含みます。

複数の設備を設置又は購入する場合は、各々の補助金を受け取ることができます。

(1) 太陽光発電システム

●補助対象設備

太陽光を利用して発電するシステムで、次の項目を満たすもの。

- ・事業所の敷地内(事業所の屋根等)に設置し、発電された電力を事業所の電力として使用するために供給するもの。
- ・PPAモデルではないこと
- ・全量売電しないこと ※余剰電力の売電は可能です。

●補助金額: 1kW当たり20, 000円(上限: 1, 000, 000円)

太陽電池モジュールの公称最大出力とパワーコンディショナの定格出力を比較して低い方の出力に
20, 000円を乗じた金額。

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池

●補助対象設備

リチウムイオン蓄電池に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたもの。(6年以上継続して使用する内容のリース契約を締結したものを含む)

●補助金額: 上限100,000円 (リース契約の場合: 上限50,000円)

(3) ビークル・トゥ・ホームシステム

●補助対象設備

電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて事業所等の電力として使用するために必要な機能を有するシステムで、一般社団法人性世代自動車振興センターが補助対象設備として指定しているもの。

●補助金額: 上限50,000円

※市の補助対象設備である、定置用リチウムイオン蓄電池を備える設備については、蓄電池の補助金額(上限100,000円)を合わせて交付いたします。

(4) クリーンエネルギー自動車

●補助対象設備

自家用として購入する電気自動車又はプラグインハイブリッド車で、一般社団法人性世代自動車振興センターが補助対象車両として指定しているもの。

ただし、新車の状態で所有し、補助金申請者と車検証の使用者が同一主義であるものに限る。

●補助金額: 上限50,000円

(5) 省エネ設備

●補助対象設備

既存の設備を更新し、更新前の設備と比較して二酸化炭素排出量を5パーセント以上削減できる設備のうち、下表のいずれかに該当するもの。

| 種別 | 対象となる設備(例) |
|------|--|
| 空調設備 | ビル用マルチエアコン、パッケージエアコン、ルームエアコン |
| 給湯設備 | 給湯器、ボイラ |
| 照明設備 | LED照明 ※管球交換不可。非常灯、誘導灯等法定設備にあたるものは補助対象外。 |

●補助金額: 上限2,000,000円、下限200,000円

●注意事項

- ・更新前の設備は撤去・処分が必要です。撤去費及び処分費は補助対象外となります。
- ・設備の新設及び増設は補助対象外となります。
- ・複数の設備を導入する場合は、合わせて5パーセント以上削減できることとし、設備単位での増CO₂がないこととします。
- ・電力会社変更による削減効果(排出係数変更)は加味しません。

補助対象経費

補助対象経費は、補助対象設備の設置又は購入に係る経費(※)から国・県等の補助金額を差し引いた金額とし、設置に係る諸経費等は補助対象外とします。

※クリーンエネルギー自動車は税込、その他の設備は税抜で記入してください。

補助金額の計算方法

市の補助金額は、**補助対象経費の2分の1以内、上限額及び下限額の範囲内で支給します**。また、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。

※国・県等の補助金制度があり、申請期限内のものは国・県等補助金申請を行ってください。

Q&A

【補助の対象について】

Q1 個人事業主は補助対象になりますか？

A1 補助対象となります。なお、店舗併用住宅の場合、店舗と居宅で電力量計(スマートメーター)を分けてあり、電力需給契約者が事業所名ならば補助対象となります。

Q2 本社が市外にあり、事務所や店舗が富士宮市にある場合、補助対象となりますか？

A2 補助対象となります。ただし、発電・蓄電した電力を市外の事業所で使用する場合は、**補助対象外**となります。

Q3 市内に支店が複数ある場合、全支店が補助対象になりますか？

A3 全支店が補助対象となります。

Q4 設置済みや車両登録済みの場合も補助対象になりますか？

A4 設置済みや車両登録済みの場合、補助対象外となります。

Q5 賃貸物件など自己の所有でない建物に設備を導入する場合も補助対象になりますか？

A5 補助対象となります。ただし、設備の導入に関し、事前に建物所有者の合意を得てください。

【補助対象設備について】

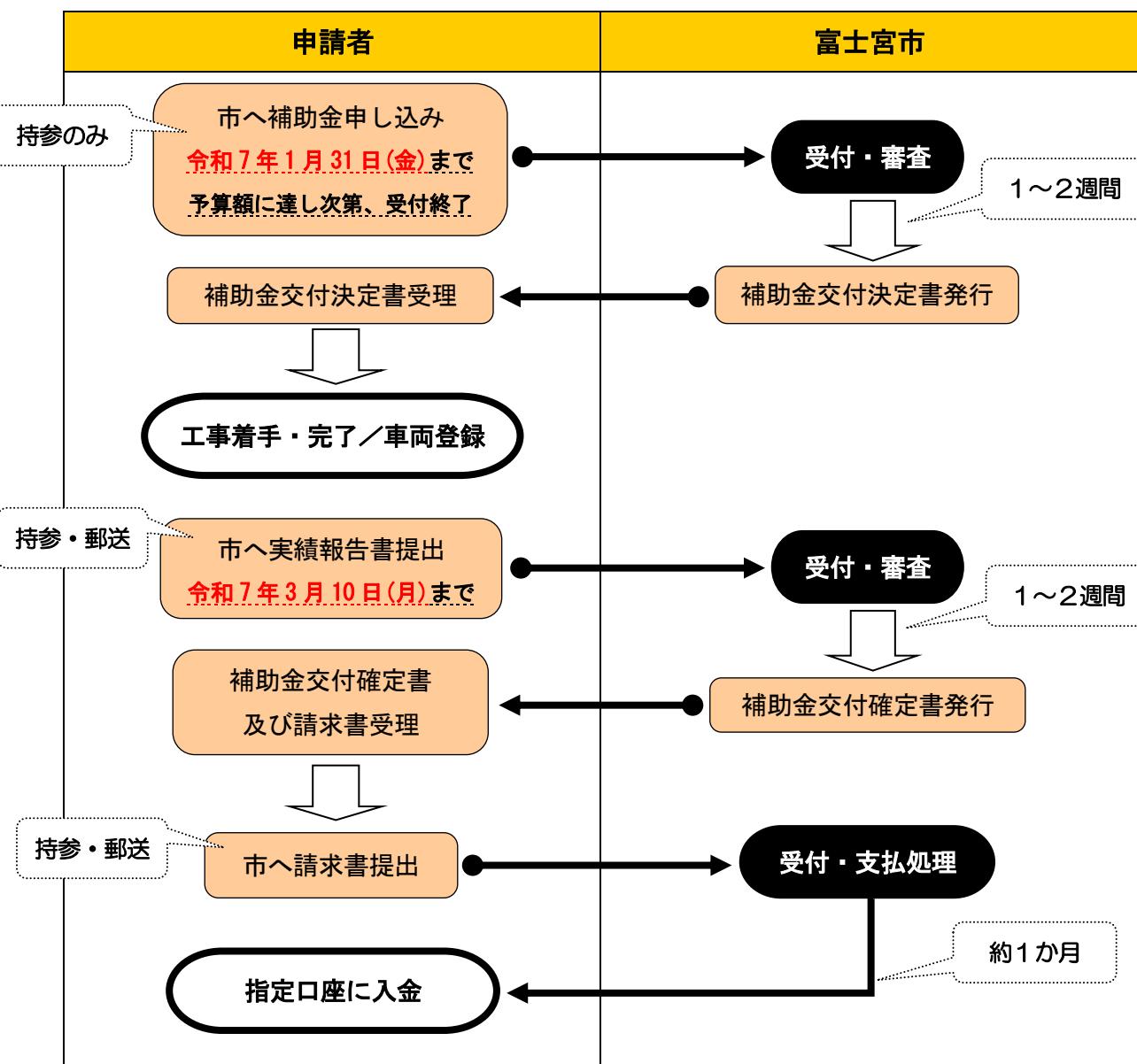
Q1 電気自動車をリースで導入する場合、補助対象になりますか？

A1 **補助対象外**です。自家用として所有し、新規登録する場合、補助対象となります。

Q2 野立てによる太陽光発電設備も補助対象となりますか？

A2 事業所等の敷地内に設置し、事業所の電力として使用する場合は補助対象となります。(市条例の規定により、届出が必要になる場合がございます。)

補助金申請の流れ



- 富士宮市に補助金交付申請書を提出後、補助金交付決定書を発行するまで1~2週間かかります。工事着手日・車両登録日までの日数を考慮し、余裕を持って申し込んでいただくようお願いします。
- 富士宮市の補助金交付決定書が発行される前に設備設置工事に着手(※)した場合又は車両登録した場合は補助金を受け取ることができません。必ず、富士宮市の補助金交付決定書を受け取ってから着手いただくようお願いします。

※設備設置工事の着手とは

補助対象設備の設置に関する工事に着手した段階で、設備設置工事に着手したものとみなします。
太陽光発電システムは屋根工事等に着手すると、設備設置工事の着手として補助金が受けられない場合もありますのでご注意ください。
また、現地調査により事前着手を確認した場合は、補助金の申請を取下げていただくことになりますので、ご注意ください。

市への補助金申し込み

提出期限:令和7年1月31日(金)

※ただし、令和7年3月10日(月)までに実績報告書を提出することが必要です。

補助金を受けようとする方は、下記書類をすべてそろえて、**環境企画課窓口に直接提出して下さい。**

郵送・ファックス等による提出や、申請書及び添付資料に不備・不足がある場合は受け付けできませんのでご注意ください。なお、下記書類以外にも、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

・1つの事業所が複数の設備を設置・購入する場合は、1部のみ提出して下さい。

・複数の事業所に設備を設置・購入する場合は、事業所ごとに提出して下さい。

| No | 提出書類 | 備考 |
|----|---|--|
| 1 | 富士宮市ゼロカーボン推進設備等導入費補助金交付申請書 | 市指定の様式 |
| 2 | 設置等計画書 | 市指定の様式 |
| 3 | 申請者の市税完納証明書 | 申請書提出日前 1か月以内 に取得したもの(原本に限る) |
| 4 | 対象設備・購入車両の経費内訳が確認できる契約書又は見積書の写し | ・リース契約の場合は、6年以上のリース期間が明記されたリース契約書等の写し ・契約名義が申請者と同一であるもの |
| 5 | 対象設備・購入車両の仕様が分かる資料 | カタログ、パンフレットなどの写し(型式、型番、キロワットなど、設置等計画書に記載した内容が確認できるもの) |
| 6 | 設備設置工事着手前・車両購入前の現況のカラー写真 ※交付申請書提出日前 2週間以内 に撮影されたもの ※撮影日を記載すること ※新築で設置場所の写真が撮れない場合は、設置場所の周辺状況の分かる写真を添付すること | 【太陽光発電システム】 ・モジュールを設置予定のすべての箇所の写真 ・パワーコンディショナの設置予定箇所の写真 【定置用リチウムイオン蓄電池、ビークル・トゥ・ホームシステム】 ・設置場所の写真 【クリーンエネルギー自動車】 ・購入車両の保管場所の写真 【省エネ設備】 ・更新後の設備の設置場所の写真 ・更新前の設備の本体及び銘板、設置状況が分かる写真 |
| 7 | 追加書類 | 【太陽光発電システム】 ・太陽電池モジュールの配置図 ・年間想定発電量・自家消費量・売電量の根拠資料(メーカーのシミュレーションデータ等) 【省エネ設備】 ・省エネ計算シート(数値の根拠や計算過程が分かる内容の任意様式でも可) ・更新前の設備の仕様が分かる資料(カタログ、仕様書などの写しまたは銘板写真) |
| 8 | 設備を設置等する場所近辺の地図 | 縮尺1,500分の1程度のもの。印をつけるなど、設置場所を明示すること。 |

| | | |
|----|----------------------|--|
| 9 | 補助金にかかる誓約書 | 市指定の様式 |
| 10 | 申請者が事業者であることが確認できる書類 | (法人の場合) ・履歴事項全部証明書(3か月以内に発行したもの) (個人事業主の場合) ・税務署等に提出した「個人事業の開業届出書」、「収支内訳書」の写しなど |
| 11 | 補助金申請書類チェックリスト | 市指定の様式 |
| 12 | 代理人選任届 | 市指定の様式 事務手続きを代理で行う場合のみ必要 |

補助金交付決定

交付申請書を受付後、必要に応じて現地調査を行い、1～2週間程度で、申請書に記載されている住所地に「補助金交付決定書」を送付します。受領後、設備の設置・登録をしてください。

市への実績報告書の提出

提出期限:令和7年3月10日(月)必着

設備の設置又は購入後、下記の書類をすべてそろえて、速やかにご提出ください。

※下記の書類に代わる書類での受付はできかねます。提出期日までに実績報告書類の提出が不可能な場合、補助金の申請の取り下げが必要です。速やかに「富士宮市ゼロカーボン推進設備等導入費補助金交付申請取り下げ書」をご提出ください。

※実績報告書は郵送でも提出できますが、不備・不足がある場合は返送します。郵送前に必ず確認をお願いします。

| No | 提出書類 | 備考 |
|----|---|---|
| 1 | 富士宮市ゼロカーボン推進設備等導入費補助金実績報告書 | 市指定の様式 |
| 2 | 領収書の写し | 申請時に提出した契約書の契約金額又は見積書の見積金額が支払われたことが分かるもの。 |
| 3 | 設備設置工事完了後・購入車両のカラー写真 ※3月10日(月)までに撮影されたもの | <p>【太陽光発電システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モジュールを設置した箇所すべての写真(モジュールの枚数が確認できるもの) ・パワーコンディショナの本体及び銘板、設置状況が分かる写真 <p>【定置用リチウムイオン蓄電池、ビークル・トゥ・ホームシステム、省エネ設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体及び銘板、設置状況が分かる写真 <p>【クリーンエネルギー自動車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車本体及びナンバープレートの写真 ・購入車両が写っている保管場所の写真 |

| | | |
|---|-----------------|--|
| | | 【太陽光発電システム】 (自家消費の場合) ・本体機器(モジュール及びパワーコンディショナ)の内容を含んだ保証書の写し (余剰売電の場合) ・電力受給契約(接続契約)に関する通知の写し (「接続契約のご案内」(東京電力パワーグリッド)または「発電設備の連系に関するお知らせ」(中部電力パワーグリッド)のいずれか) ・系統連系日を確認できる書類等の写し(電気事業者からのメール画面コピー可) 【定置用リチウムイオン蓄電池、ビーカー・トゥ・ホームシステム、省エネ設備】 ・交付申請時の型式名が確認できる保証書の写し (リース契約の場合は、設置の完了が確認できる書類) 【クリーンエネルギー自動車】 ・車検証(車検証記録事項)の写し |
| 4 | 設備ごとの追加書類 | |
| 5 | 実績報告提出書類チェックリスト | 市指定の様式 |

実績報告時の注意点

【完了日】 ※複数の設備を設置・購入し、完了日が異なる場合は、完了日が遅い日を記入すること。

- ・太陽光発電システム: (A) 系統連系日
 - (B) 対象設備の保証書に記載された日

※(A)(B)のいずれかの日付
- ・クリーンエネルギー自動車: 車両登録日
- ・その他の設備: 対象設備の保証書に記載された日(リース契約の場合は、設備の利用が可能となった日)

【領収書の写し】

- ・印紙税法に基づく、印紙が貼付してある領収書の写しを提出してください。(電子領収書の場合は、その旨を記載すること)
- ・申請時から金額が変更になる場合は、変更後の契約書又は見積書を提出してください。
- ・分割払いの領収書が発行されない場合は、分割払いに係る契約書の写しを添付してください。
- ・銀行振込による支払いの場合は、金融機関の振込受領書等ではなく、販売業者等が発行する領収書の写しを提出してください。
- ・申請時に提出した見積書の金額と領収書(分割払いの契約書)の合計が一致するようにしてください。頭金を現金による支払い、残額をクレジットによる支払い(分割払い)とするなど、複数の支払方法を組み合わせる場合は、すべての領収書の写しを提出してください。

【写真】

- ・距離が遠く対象設備の確認ができない写真、銘板やナンバープレートの文字がぼやけている写真は不可。

【追加書類】

- ・太陽光発電システムの系統連系日を確認できる書類の写しについては、実績報告書の提出期限までに間に合わない場合のみ、本体機器(モジュール及びパワーコンディショナ)の内容を含んだ保証書の写しで代用可。

補助金交付確定

実績報告書を受付後、必要に応じて現地調査を行い、実績報告書に記載されている住所地に「補助金交付確定書」を送付します。交付確定書には請求書を同封して送付します。

請求書提出・補助金の振込

請求書に必要事項を記入後、2週間以内に郵送又は環境企画課窓口に持参して提出してください。

請求書を受理後、約1か月で指定口座に補助金を振り込みます。

計画内容に変更があった場合

計画内容に変更(補助金申請額の増減等)があった場合は、下記の書類を環境企画課に提出してください。

補助金額が増額になる場合は、設備設置工事着手前又は車両登録前に提出があった場合のみ補助金額を増額します。設備設置工事着手後又は車両登録後に提出があった場合は、補助金額の増額は行いません。補助金額が減額になる場合は、提出の時点に関わらず、補助金額を減額します。

【補助金額が増額になる場合】 ※提出は設備設置工事着手前または車両登録前

| No | 提出書類 | 備考 |
|----|---|--|
| 1 | 富士宮市ゼロカーボン推進設備等導入費 補助金変更交付申請書 | 市指定の様式 |
| 2 | 設置等計画書 | 市指定の様式 |
| 3 | 対象設備・購入車両の経費内訳が明記されている <u>変更後の契約書</u> 又は見積書の写し | リース契約の場合は、6年以上のリース期間が明記された リース契約書等の写し |
| 4 | 変更後の対象設備・購入車両の仕様が分か る資料 | カタログ、パンフレットなどの写し(型式、型番、キロワットなど、設置等計画書に記載した内容が確認できるもの) |
| 5 | 設備設置工事着手前・車両購入前の現況の カラー写真(撮影日記入) | ・変更交付申請提出の2週間以内に撮影されたもの ・変更交付申請書提出時点で設備設置工事着手前または 車両登録前であることが分かるもの |

【補助金額が減額になる場合】

| No | 提出書類 | 備考 |
|----|---|---|
| 1 | 富士宮市ゼロカーボン推進設備等導入費 補助金変更交付申請書 | 市指定の様式 |
| 2 | 設置等計画書 | 市指定の様式 |
| 3 | 対象設備・購入車両の経費内訳が明記され ている <u>変更後の契約書</u> 又は見積書の写し | リース契約の場合は、6年以上のリース期間が明記された リース契約書等の写し |
| 4 | 変更後の対象設備・購入車両の仕様が分か る資料 | カタログ、パンフレットなどの写し(型式、型番、キロワットなど、設置等計画書に記載した内容が確認できるもの) |

※申請した設備の一部を取り下げる場合は、取り下げ書ではなく、変更交付申請書をご提出ください。

【補助金額に変更がない場合】

実績報告書中の「設置等する設備の補助対象経費の内訳」に変更内容を記入してください。変更後の契約書または見積書、設置設備または購入車両の仕様が分かる資料(カタログ、パンフレットなどの写し)を添付してください。

補助金の申請を取り下げる場合

補助金を申請した設備の設置等を中止するなど、補助金の申請を取り下げる場合は、速やかに「富士宮市ゼロカーボン推進設備等導入費補助金交付申請取り下げ書」(市指定の様式)を環境企画課に提出してください。
※現地調査により事前着手、事前購入があった場合、取り下げ書を提出していただきます。

財産処分等の制限について

補助金により設置又は購入した設備について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)が定める期間において処分が制限されます。当該期間内に設備を処分する場合は、事前に富士宮市に財産処分承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。

なお、処分の承認に当たっては、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

その他

- 原則として、申請者本人による提出をお願いします。やむを得ず、設備設置工事業者や車両販売業者が代理で提出する場合は、「代理人選任届」を添付してください。なお、申請の内容について伺うことがありますので、説明できる方による提出をお願いします。
- 交付申請書及び実績報告書に記入する際には、インクが消えない筆記具を使用してください。
- 富士宮市への代理人選任届には、朱肉を使って押す印鑑(代表者印)を使用してください。
- 代理人により補助金を申請する場合であっても、補助金の内容・申請方法等について申請者も把握していましたようお願いします。

交付申請書・変更交付申請書・実績報告書・交付申請
取り下げ書・チェックリスト・代理人選任届の様式は
富士宮市のホームページからダウンロードできます。

トップページ⇒事業者の皆さんへ⇒産業・環境⇒
地球温暖化対策⇒ゼロカーボン推進設備等導入費
補助金(事業者用)

■書類提出先及び問合せ先■

富士宮市 環境企画課 環境エネルギー室

〒418-8601 富士宮市弓沢町 150 番地

電話：0544-22-1131（直通）

FAX：0544-22-1207

Mail : kan-ene@city.fujinomiya.lg.jp